

特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会（以下「会」という）定款に基づき、会を運営するために必要な事項を定める事を目的とする。
ただし、役員に関する規定に関しては別に役員選出規定を定めるものとする。

(活動運営)

第2条 この会に次の部をおき、各部の業務は各部担当責任理事が各部担当理事の協力の下に執行する。又、理事会が各部に協力部員をおくことができる。

(1) 事務局 会議の運営、書類及び帳簿の管理、会員登録入退会および会員情報の管理、会員名簿の作成、行政機関への諸届、関係機関との連絡調整、事務所管理に関する業務、会費の徴収・財産管理、社会保険料・税の徴収・納付、出納事務等の財務管理・事務業務、及び他の部に属さない業務を担当する。

(2) 教育部 医療ソーシャルワークに関する知識・技術の向上、調査研究、及び医療ソーシャルワークの普及・啓発に関する業務を担当する。

(3) 出版広報部 医療ソーシャルワークに関する情報発信事業として、広報誌・抄録集などの編集発行に関する業務、及び広告主の募集・管理等の業務を担当する。

2. この会に諮問委員会をおく事ができる。諮問委員会は若干名の諮問委員で構成する。諮問委員は代表理事がこれを委嘱し、諮問事項について理事会に協力するものとする。

(会費の納入)

第3条 会費の納入は毎年度初めに登録された口座から引き落とす。但し、入会者においては、入会申し込み時に口座を登録し、初年度の会費・入会金については理事会の指定する方法にて納入するものとする。

2. 前項に規定する納入方法が困難な場合は理事会議決にて別途の納入方法を取る事ができる。

3. 年度内での会員区分変更に伴う会費の変更は年度当初の会員区分に準ずる。

(会費の納入催告)

第4条 当該年度の会費を当該年度の6月末日までに納入しなかった会員に対しては、毎年8月末日までに納入期日を明示して会費納入の督促を通知する。

2. 会費納入の督促にも関わらず当該年度の9月末日までに納入しなかった時は、理事会は当該会員に対して以後の会報等の会の情報・通知を停止する措置を決定する事ができる。

3. 前項に規定する会報等の通知を停止する措置を決定した時は、当該会員に対してその

旨をすみやかに通知する。

4. 期日を明示して会費納入を督促したにもかかわらず、当該年度の12月末日までに会費の納入が確認されず、かつ当該会員より何らの申し立てがない場合には、理事会は当該会員には会費を支払う意思がないものとみなして取り扱う事ができる。

(保健・医療機関等の範囲)

第5条 定款第6条(2)および(3)に規定する「保健・医療機関等に勤務している」とは以下の各号に該当する場合とする。ただし、勤務形態は常勤・非常勤の別を問わない。

- (1) 保健・医療機関にソーシャルワーカーとして勤務している場合
- (2) 介護事業所、福祉施設、NPO法人、社会福祉士・精神保健福祉士養成校等社会福祉の発展・向上を目的に活動していると理事会で承認された機関・団体に勤務しており、かつ以下の各項のいずれかに該当している場合
 - 1) 社会福祉士
 - 2) 精神保健福祉士
 - 3) 1) もしくは2) の受験資格を有する者
 - 4) その他上記に相当すると理事会が認めた者

(当法人が定める研修等)

第6条 定款第6条2号に規定する「当法人が定める研修等を修めた個人」とは、以下の各項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表1に掲げる研修・研究業績および理事会が適当と認めたものより、合計30ポイント以上を獲得した者
 - (2) 日本医療社会福祉協会により認定医療社会福祉士の認定を受けている者
 - (3) 認定社会福祉士認証・認定機構により保健医療分野における認定社会福祉士の認定を受けている者
2. 入会までに医療ソーシャルワーカーとしての実務経験を有する場合、もしくは以前に准専門会員であった会員が再就職により准専門会員に復帰した場合、のいずれかに該当する者には、准専門会員となる際に、別表2の通り経験年数により一定のポイントを付与する。なお、研修受講歴に応じて、別表1に定めるポイントを合計したものの2分の1を加算することができる。
3. 獲得ポイントについては、退会時にすべて失い、再入会時には前各号の規定に従い取り扱うこととする。

(退会者等の会費)

第7条 定款第9条及び第10条に基づき退会しようとする会員及び除名になった会員は、退会するまで、もしくは除名になるまでの期間で未納会費がある場合は、滞納した会費の納入義務を負う。

2. 4月に退会届を提出した者に対しては新年度の年会費納入義務を負うものとする。

(会員の異動)

第8条 会員は定款第7条による入会申し込み時の内容に変更が生じた時は、速やかに当法人の定める変更手続きをとらなければならない。

2. 前項で定めた変更手続きが行われず所在確認が困難な場合は、理事会で当該会員への会報等の通知を停止する措置をとる事ができる。

3. 前項の措置により会費の納入督促が困難となった場合で、かつ2年分の会費納入が認められない場合には、理事会は当該会員を会費納入意思のないものとして取り扱う事ができる。

(会員区分の変更)

第9条 会員から変更の手続きがあった場合、または会員から事由を明示して会員区分変更の申し出があった場合、必要に応じて会員区分の変更をおこなう。ただし、准専門会員において、第6条の規定により専門会員へ変更可能と理事会において認められた者はこの限りではない。

2. 会員区分の変更は理事会で審議され、理事会で承認した翌月から効力を有する。

(会員資格の譲渡禁止)

第10条 この会に入会している者は、その会員資格を他人に譲渡する事はできない。

(旅費・会議費)

第11条 この会の業務を執行する為に必要な旅費及び会議費等については別に定める規程に沿って対応し、支給については年度予算の範囲内において理事会で決定・承認する。

(謝礼)

第12条 この会を運営するにあたり各種謝礼を必要とする場合は、別に定める規程に沿って対応し、理事会の承認を経て施行する。

(相談役)

第13条 定款第18条に基づき相談役を置く場合は、代表理事が理事会に提起し、承認を得る事とする。

2. 相談役は決定権をもたないものとする。

3. 相談役に対する報酬については、原則として旅費・会議費以外は無償とするが、必要に応じて理事会で決定する事とする。

(運営規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は理事会において議決を必要とし、改廃をした場合はすみやかに会員に通知しなければならない。

(運営規程の施行)

第15条 この運営規程は、平成18年(2006年)4月1日より施行する。

2. この運営規程は、平成19年(2007年)4月18日より一部改定する。

3. この運営規程は、平成22年(2010年)6月16日より一部改定する。

4. この運営規程は、令和2年(2020年)4月1日より一部改定する。

別表1 ポイント対象となる研修・研究業績等

〔1〕研修のポイント

初任者研修	修了につき20ポイント
グループスーパービジョン	受講につき10ポイント
学習会 総会記念講演	参加につき1ポイント
従事者講習会	半日参加の場合 1ポイント 1日参加の場合 2ポイント 両日とも参加の場合 5ポイント
他の研修 注)	実施期間が概ね半日の場合 1ポイント 実施期間が概ね1日の場合 2ポイント 実施期間がのべ8~12時間 5ポイント 実施期間がのべ12~20時間 10ポイント 20時間を超える場合は5時間につき5ポイント加算

注)「他の研修」とは、他団体が主催したもので理事会が承認したものを含む

〔2〕研究業績のポイント

全国規模もしくは国際レベルの学会・研究会 注1)	参加につき1ポイント 発表した場合 発表者本人には4ポイントを加算 共同演者には2ポイントを加算
--------------------------	--

